

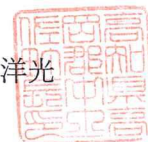
中土佐町告示第94号

別紙の者に対して、地方税法第331条の規定に基づく通知を交付しようとしたが、住所および居所が判明しないため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は税務課において保管し、申し出があればいつでも交付する。

令和8年7月3日

中土佐町長 池田 洋光



氏 名	書類の名称
奥田 和幸	R8 年度 固定資産税第 1 期督促状